

災害時応急対策委員会規程

第1条 本規程は、委員会に関する規程第3条に基づきこれを定める。

第2条 本委員会は、災害時における応急復旧業務等に対応することを目的として、次の事項について検討する。

- (1) 災害協定に関すること
- (2) 協力支援体制に関すること
- (3) 災害訓練に関すること
- (4) 費用弁償に関すること
- (5) その他

第3条 本委員会は、委員長1名、委員14名以内をもって構成する。なお、必要に応じて副委員長を置くことができる。

第4条 本委員会の委員は、会員会社の役職員また又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

第5条 本委員会の委員長は、会長が委嘱する。

第6条 本委員会に「災害対策部会」を置く。

2 部会の委員は、会員会社の役職員又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 部会の部会長は、本委員会の委員長が選任する。

第7条 本委員会及び部会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第8条 本規程以外に本委員会の運営上特に必要となった事項については、その都度委員会で決定する。

附 則

本規定は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。